

奈良県告示第四百五十一号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

令和二年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

令和元年度土壌汚染防止対策概況調査

特定有害物質の種類		カドミウム		銅		ヒ素	
土 壌	地 目	水 田	普通畑	水 田	普通畑	水 田	普通畑
	濃度（ppm）	〇・〇〇〇・四	〇・〇〇〇・四	二・七〇七・三	〇・一〇四・三	〇・五〇一・三	〇・六〇二・一
農 作 物	地点数	四	五	四	五	四	五
	作 物	玄米		玄米		玄米	
	濃度（ppm）	〇・〇二〇・〇四		一・四九二・五二		〇・一二〇・一六	
	点数	四		四		四	

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田四地点及び普通畑五地点を対象とした。